

# 令和7年度秋田県放課後児童支援員等認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります。)

## ＜県央会場＞

### 科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と管理主体の法令の遵守

- ◆ 運営管理や法令遵守といった、主に管理者向けの内容ではあったが、子どもやその保護者、運営者、指導員の不利益とならないようにするための取り決めを知る事ができた。特に個人情報の取り扱いには細心の注意が求められること、苦情解決に対しても迅速で誠実な対応が大切だということ、これらを守っていくことが保護者や子どもとの信頼関係に繋がっていくのだと感じることができた。
- ◆ 放課後健全育成事業の管理規則、運営指針など運営に関する基準を学びました。また、支援員の方との苦情に関する情報交換は子どもや保護者との関わり方など勉強になりました。講義の中で、学校での姿でもなく、家での姿でもなく、子どもの素が一番出るのが児童クラブという話がありました。日々、子どもたちと接する中で悩み迷うことが多いが、子どもの人権を認め一緒に考えられる支援員でありたいと思いました。
- ◆ 放課後児童クラブの運営には、様々な法令や条例、指針などがあり、それをもとに運営されていることが分かりました。精神的に追い詰められている子が増えていることを聞き、一人ひとりの子どもの気持ちを聞いて、向き合っていけるようにしていきたいと思いました。そして、職員間で情報共有しながら、個人情報の取り扱いは十分に気を付け、対応していきたいです。子どもが安全に楽しく、安心して遊べる場所を提供できるようにしていくこと、要望や苦情に対してもしっかりと対応できるよう職員間で話し合っておくことも必要だと思いました。職員の働き方については、ハラスメント防止対策が強化されたり、休暇が取りやすくなったりしてきてることを知ることができました。
- ◆ 子どもの人権に配慮する、人格を尊重する、保護者のニーズに応えるなど、学童で働く一人ひとりがこのような研修を受けたり、職員同士連携をとったりすることが大切だと感じました。苦情、要望への対応は、その場で返事をせず、運営責任者に伝え冷静に対処すること、子どもが支援員に意見を言える環境、学校であったちょっとしたことを話せる環境を作ることも大切にしていきたいと思います。
- ◆ 子どもの権利条約は、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の四つの柱であることを知りました。放課後児童クラブの運営主体は、子どもの人権に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することだと思いました。子どもや保護者の国籍、信条または社会的な身分による差別的な扱いをしないことを学びました。子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、職員間で情報を共有することが大事だと思いました。